

災害時の保健医療福祉の支援体制と 歯科における体制

～災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか～

plus α

2025年8月2日(土) 13:30～15:00

東京科学大学湯島キャンパス

東北大学 大学院歯学研究科 災害・環境歯学研究センター 特任講師
東京科学大学 大学院 救急災害医学分野/歯科公衆衛生学分野 非常勤講師
岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部・日本大学松戸歯学部 非常勤講師
日本災害時公衆衛生歯科研究会 世話人

中久木 康一

nakakuki@biglobe.jp

第21回 日本神経摂食嚥下・栄養学会 学術集会 東京大会

Demandをみたくす
摂食嚥下リハビリテーション

2025年8月2日(土)
東京科学大学湯島キャンパス

大会長 戸原 玄
東京科学大学大学院 摂食嚥下リハビリテーション学分野 教授

副大会長 山口 浩平
東京科学大学大学院 摂食嚥下リハビリテーション学分野 講師

Institute of
SCIENCE TOKYO

第21回日本神経摂食嚥下・栄養学会 学術集会 東京大会 COI 開示

筆頭演者名：中久木康一

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

令和6年能登半島地震

課題

- 支援の遅れや量の不足
– 交通手段・移動困難、宿泊確保困難
- 受援や連携が困難

対策

- 迅速な支援の開始・派遣(含:調整役)
- 福祉的支援等の充実
- DX・備蓄の推進

災害時の保健医療福祉の支援体制と 歯科における体制

～災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか～

- 災害時の保健医療福祉の支援体制
- 災害時の歯科における体制
- 災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか

災害時の保健医療福祉の支援体制と 歯科における体制

～災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか～

- 災害時の保健医療福祉の支援体制
- 災害時の歯科における体制
- 災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか

保健・医療・福祉の活動チームによる支援（主なもの）



DMAT現場活動（患者搬送）

DMAT（ディーマット：災害派遣医療チーム）
Disaster Medical Assistance Team

DPAT（ディーパット：災害派遣精神医療チーム）
Disaster Psychiatric Assistance Team

JMAT（ジェイマット：日本医師会災害医療チーム）
Japan Medical Association Team

JDAT（ジェイダット：日本災害歯科支援チーム）
Japan Dental Alliance Team



保健師による避難所巡回（輪島市）

DHEAT（ディーヒート：災害時健康危機管理支援チーム※） ※保健所等の指揮調整機能支援
Disaster health emergency assistance team

DWAT（ディーワット：災害派遣福祉チーム）
Disaster Welfare Assistance Team

JRAT（ジェイラット：一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会）
Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team

JDA-DAT（ジェイディーエーダット：日本栄養士会災害支援チーム）
The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team

DICT（ディーアイシーティ：災害時感染制御支援チーム）
Disaster Infection Control Team



1,5次避難所内に設置したDWAATによる「なんでも福祉相談コーナー」

日赤救護班（日本赤十字社）

保健師等チーム（自治体職員）

等

7

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、
「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

各都道府県知事 殿

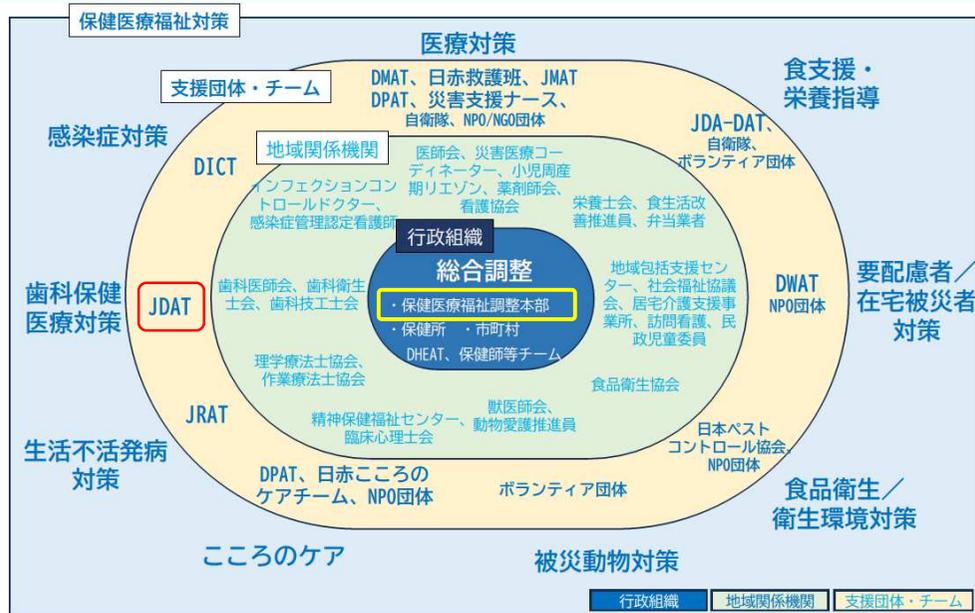
医政発0331第100号
令和7年3月31日

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

保健医療福祉活動チーム

災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班(AMAT)、**日本災害歯科支援チーム(JDAT)**、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師等チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、災害時感染症制御支援チーム(DICT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム

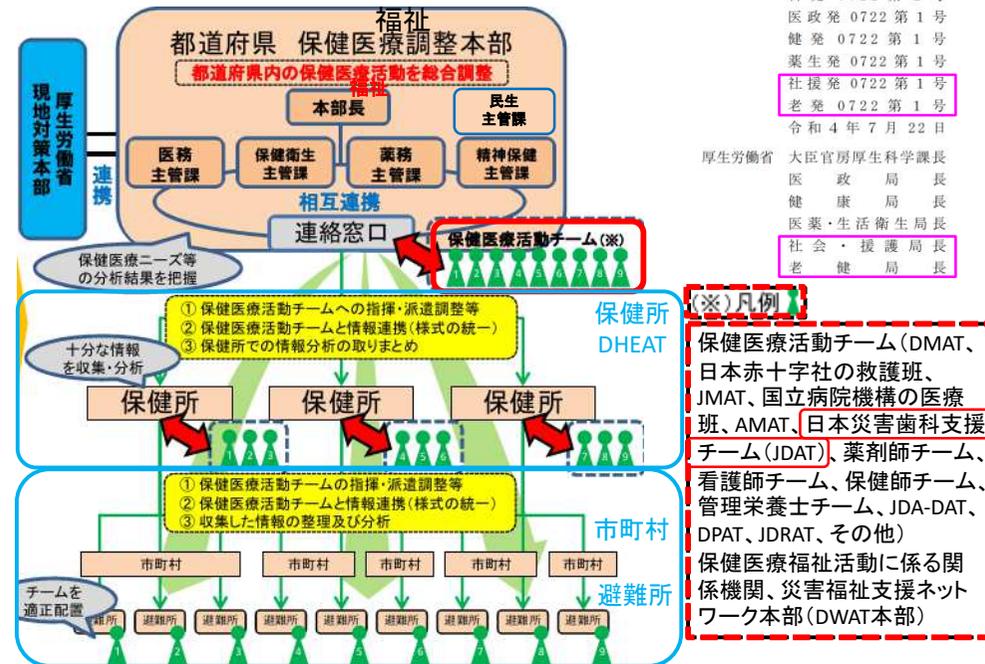
災害時の主な保健医療福祉活動（施策）と関係団体【例】



出典：DHEAT活動ハンドブック（第2版）（令和5年3月）67頁より引用・編集

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について



科発 0722 第 2 号
 医政発 0722 第 1 号
 健発 0722 第 1 号
 薬生発 0722 第 1 号
 社援発 0722 第 1 号
 老発 0722 第 1 号
 令和 4 年 7 月 22 日

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
 医政局 局長
 健康局 局長
 医薬・生活衛生局長
 社会・援護局長
 老健局 局長

(*)凡例
 保健医療活動チーム (DMAT、日本赤十字社の救護班、JMAT、国立病院機構の医療班、AMAT、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、JDA-DAT、DPAT、JDRAT、その他) 保健医療福祉活動に係る関係機関、災害福祉支援ネットワーク本部 (DWAT本部)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について、令和4年7月22日

災害時の保健医療福祉の支援体制と歯科における体制

～災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか～

- 災害時の保健医療福祉の支援体制
- 災害時の歯科における体制
- 災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか

JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム)

(下線、太字は追記)

【目的・趣旨】 (抜粋)

JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム) は、災害発生後おおむね 72 時間以降に 地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、**地域歯科医療の復旧を支援すること**等を目的としている。

大規模災害時には、公益社団法人日本歯科医師会（以下、「日本歯科医師会」という。）が基幹事務局となり組織する 日本災害歯科保健医療連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）として、被災地域の都道府県の派遣要請を踏まえた厚生労働省からの要請に基づき JDAT を派遣し、被災地域に人的支援や物資の支援等を行う。



避難所における歯科医療救護



避難所における歯科保健活動(個別)



歯科診療所が再開できていない市町村における仮設歯科診療所



避難所における歯科保健活動(集団)



- JDAT(日本災害歯科支援チーム)は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



**歯科相談
応急歯科治療**

近隣の歯科診療所が再開するまでの間、痛みをとる、食べやすくする、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた
- 食事が食べにくい、むせる



歯科保健活動

歯や口のお困りごとなどを確認し、災害時の生活における工夫の仕方をおひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。災害時のお口のケアが、肺炎などのからだの病気を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



**【集団】
お口の健康づくり**

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康 講和



**地域の歯科医療
提供体制の再構築**

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なくご相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

<連絡先> **歯科医師会 ***-***-***

災害時の歯科の活動

応急歯科診療



口腔ケア



応急歯科診療

歯科保健活動

(口腔清掃の啓発・指導／口腔ケア／口腔機能・健康管理)

口腔健康管理/口腔機能管理

清潔を保って
疾病予防!

口腔健康/機能管理

口腔ケア 歯科治療 口腔体操

しっかり噛んで
飲み込める!

口腔内細菌 増殖予防

歯科疾患の予防

口腔内の感染症の予防

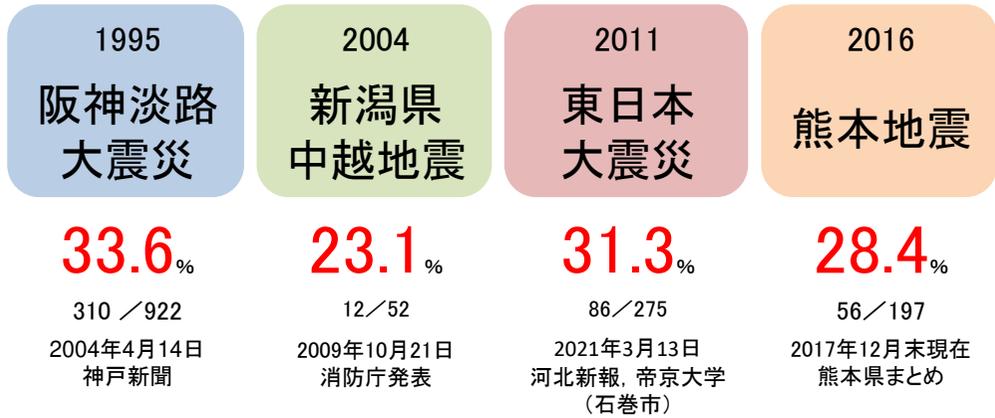
唾液分泌量/筋力維持

適切な咀嚼/摂食/嚥下
機能維持

(適切な栄養摂取可能な状態)

肺炎/続発症予防・適切な栄養摂取

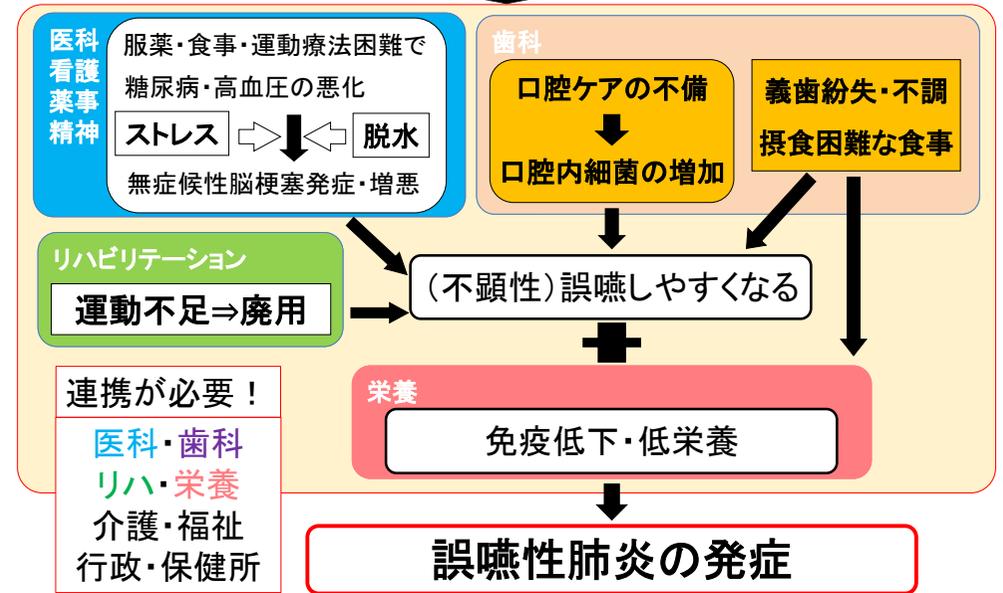
呼吸器疾患＝災害関連死の30%



災害関連疾病の予防を目的とした災害時要配慮者等に対する**健康支援活動が重要**

避難所の歯科保健の重要性, 地域保健, 2022年7月号, P36より改変

災害時の環境: ライフライン不備、食糧・水不足、睡眠・トイレ不足

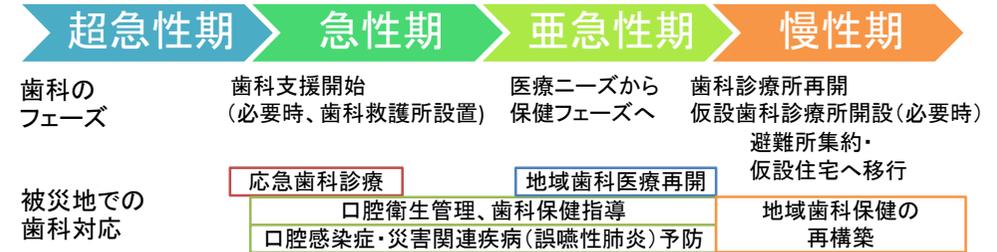


足立了平, 岸本裕充, 門井謙典. 大規模災害における気道感染予防の重要性. 日本口腔感染症学会雑誌. 2012; vol. 19-1 より改変
中久木康一. 令和元年度九州地区連合歯科医師会研究事業・災害口腔医学研修会資料より

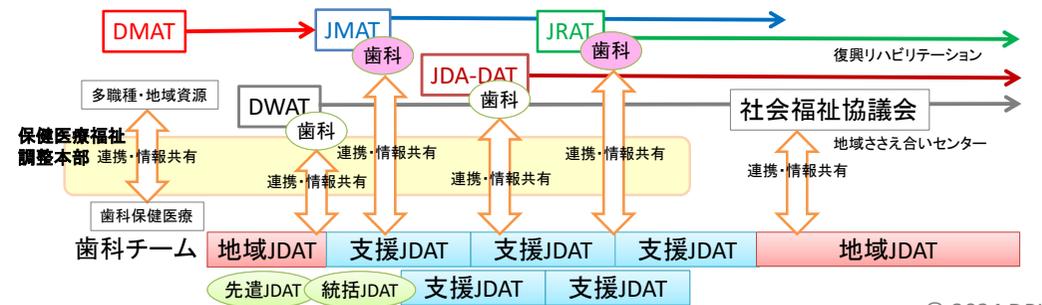


© パブリックドメインQ; 著作権フリー画像素材集

保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携



保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携 ※ 概念図であり、タイミングはこの限りではありません



© 2024 DPHD

地方公共団体における歯科保健医療業務指針

令和6年4月1日 適用

(下線、太字は追記)

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務

2 地域歯科医療提供体制の構築について

(6) 災害時歯科保健医療体制の確保

都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めることまた、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

第二 市町村における歯科保健業

2 歯科保健事業等の実施について

(9) 地域の特性に応じた歯科保健事業

市町村は、上記の(1)～(8)に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001267309.pdf>

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(R6年度～)

第六 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項 (下線、太字は追記)

三 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

災害発生時には、避難生活等における口腔内の清掃不良等によりリスクが高くなる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要であり、平時から国民や歯科口腔保健の関係者に対して、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発活動に努める必要がある。

また、地方公共団体においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要がある、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めることとする。なお、大規模災害時の歯科口腔保健等に関する活動の指針等を策定する等の対応を行うことが望ましい。

【官報】歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(厚生労働省告示第289号)

災害時の保健医療福祉の支援体制と 歯科における体制

～災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか～

- 災害時の保健医療福祉の支援体制
- 災害時の歯科における体制
- 災害時要配慮者にどのようにアプローチできるのか

災害時要配慮者(要援護者)

平成25年6月 災害対策基本法改正

災害時要配慮者

防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)

高齢者・有病者
身体・知的・精神障害者
乳幼児・妊産婦
外国人
旅行者
等

避難行動要支援者

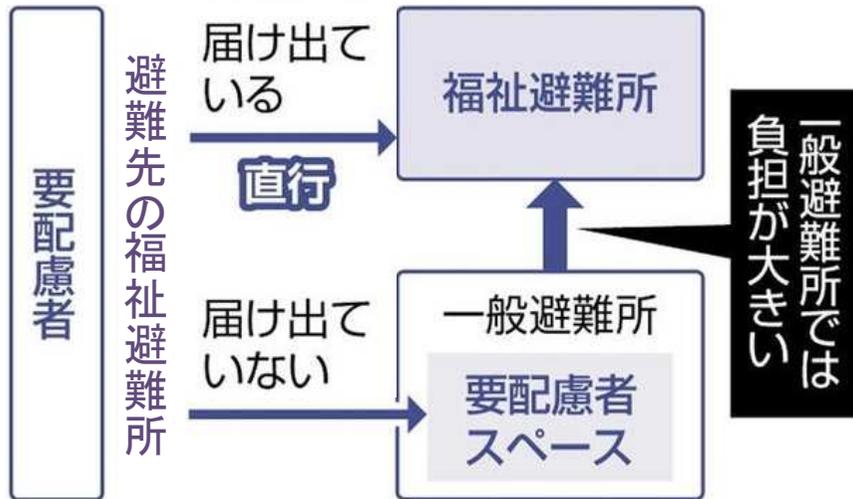
災害発生時の避難等に
特に支援を要する方
避難行動要支援者名簿の
作成を義務付け

令和3年5月 災害対策基本法改正

個別避難計画の作成努力義務

福祉避難所

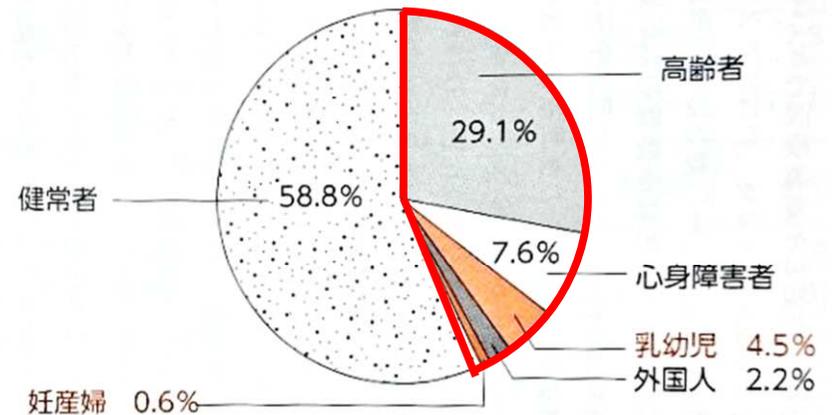
個別避難計画 → 2021年5月の災害対策基本法改正により
市区町村の努力義務に



福祉避難所 直行可能に、読売新聞オンライン 福井、2023/03/15 05:00

災害時要配慮者＝人口の4割

図1 全人口における災害時要配慮者割合³⁾



吉田穂波, 災害時の母子を支えるために、地域保健 2022.7 P28

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」の閣議決定について
令和7年2月14日
内閣府政策統括官(防災担当)
https://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_06.html

令和7年7月1日 施行

災害救助法施行令(新)

(医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 医師、歯科医師又は薬剤師
- 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士
- 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322CO0000000225>

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

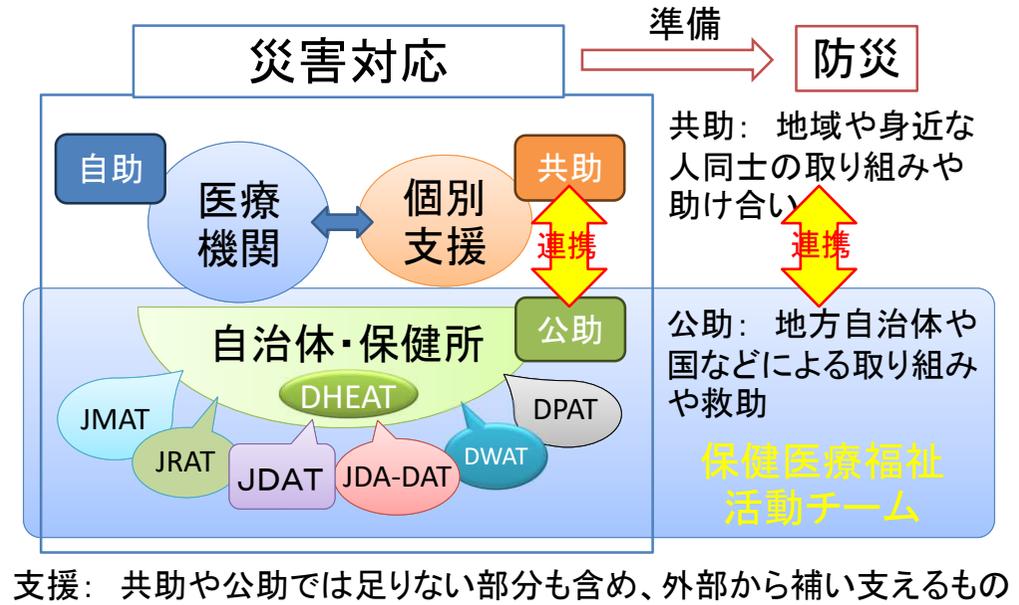
(福祉サービスの提供)

第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

- 一 災害により現に被害を受け、**避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者**(以下「**災害時要配慮者**」という。)に対して、応急的に処置するものであること。
- 二 都道府県知事等(法第三条に規定する「都道府県知事等一をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。»)又は災害発生市町村等(法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものであること。
- 三 次の範囲内において行うこと。
 - イ 災害時要配慮者に関する**情報の把握**
 - ロ 災害時要配慮者からの**相談対応**
 - ハ 災害時要配慮者に対する**避難生活上の支援**
 - ニ 災害時要配慮者の**避難所への誘導**
 - ホ **福祉避難所の設置**(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)
- 四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。
- 五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

令和7年6月24日官報

災害保健医療支援における関係者



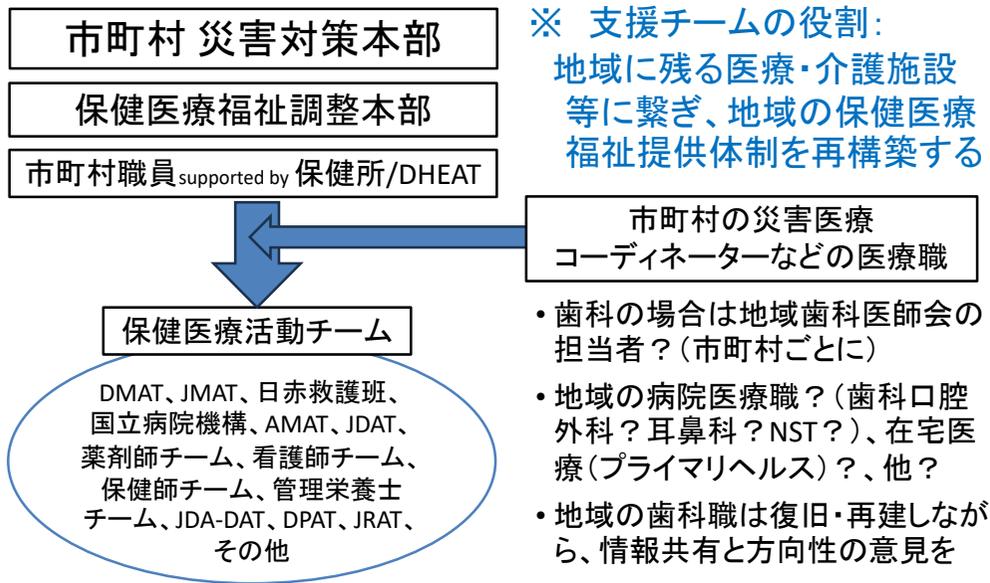
基本は防災＋受援（支援の有効活用）

- 防災： 災害 >>> 軽微な被害に最小化するもの
- 自助： 迅速だが、困難な方もいる
- 共助： 早い、限界のある方や地域もある
- 公助(支援)： 届く・行き渡るには時間を要する
- 受援に限界があると、支援があっても有効に活用できない
- では、支援を有効に活用するためには？

1) 対象者と早く繋がる

- 如何に早く、健康支援が必要な方々と繋がるか
- そのためには、普段からの支援を担っている地域の保健医療介護福祉関係者との情報共有
- 自治体は、災害時に地域で健康支援を必要とする方々(災害時要配慮者名簿)を把握して避難するための計画(個別避難計画)を作成
- それでも、事前から自治体が把握できるのは、一部でしかない

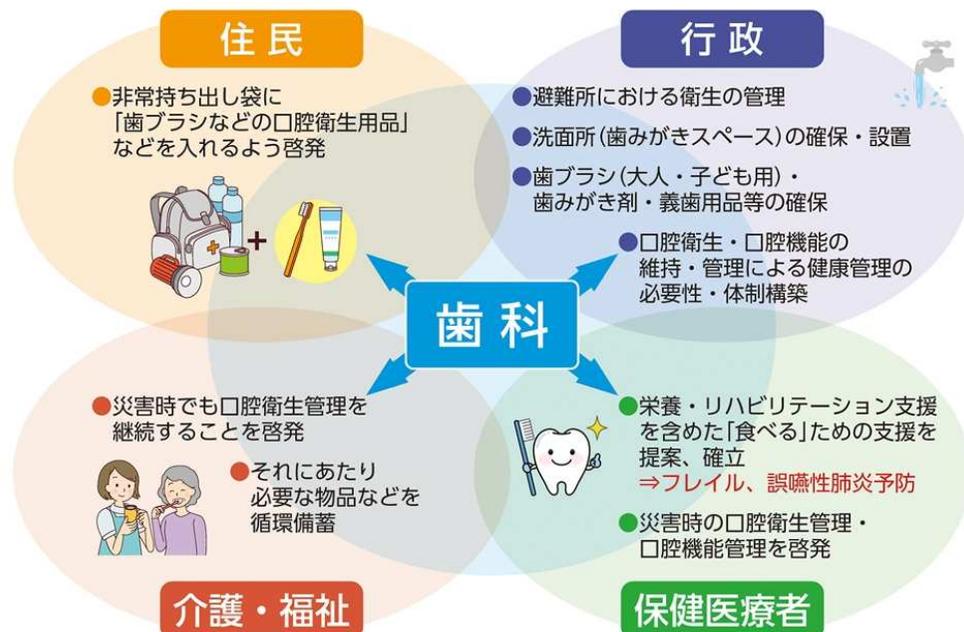
2) 支援を活用する受援の体制



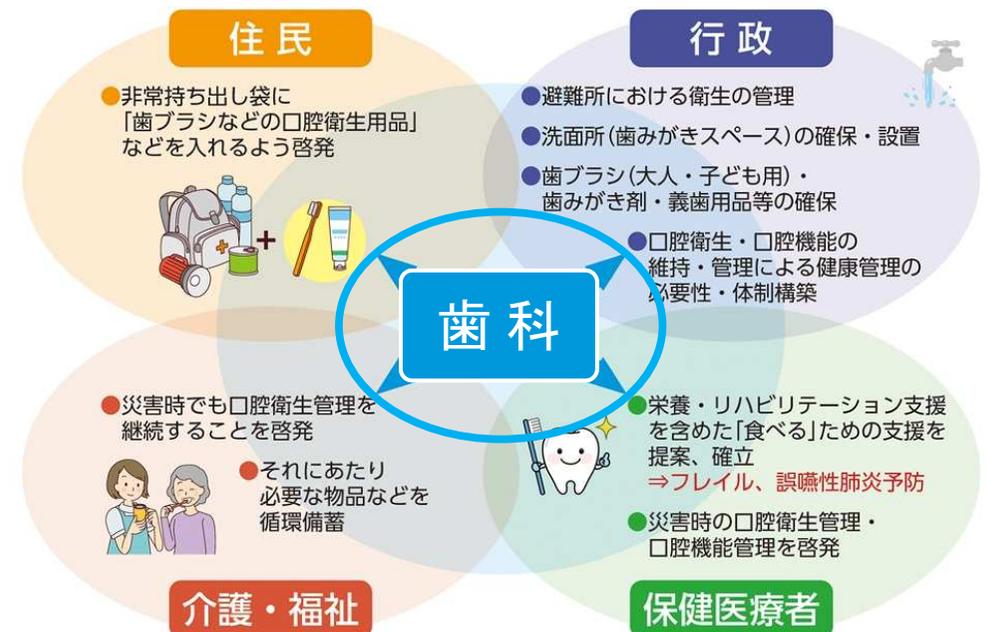
どの地域においても可能か？

- 地域において、保健医療介護福祉多職種
と自治体との、連携の輪の確立
- その体制を、災害時にも、そのまま迅速か
つ継続的に活用できる体制の構築
- 共助と公助の連携、そのためには、共助と
公助の相互理解から

災害時のために歯科がしておくべきこと



災害時のために歯科がしておくべきこと





歯科医師とは セミナー 各種資料等

HOME 会長あいさつ ENGLISH キーワード検索

HOME > 歯科医師のみなさま > 災害歯科保健医療対策

○ 災害歯科保健医療対策

▼ JDAT (日本災害歯科支援チーム)	▼ JDATロゴマーク
▼ 災害歯科保健医療eラーニング	▼ JDAT標準研修会
▼ JDATアドバンス研修会	▼ 日本災害歯科保健医療連絡協議会
▼ 日本歯科医師会の災害対策	▼ 計画・規程等
▼ 災害時の歯科保健医療、身元確認に関する根拠法等	▼ 都道府県歯科医師会が締結している協定等
▼ アクションカード・アセスメント票	▼ 避難所掲示・配布用がスター等
▼ これまでの災害対応<時系列>	▼ 災害歯科コーディネーター研修会
▼ 災害歯科保健医療・身元確認関連書籍	▼ 日歯HP 関連情報

● JDAT (日本災害歯科支援チーム)

JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム) は、災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科医療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的として、令和4年(2022年)3月7日(日本災害歯科保健医療連絡協議会が創設)しました。

活動要領・研修会・e-learning
行動指針・規則
根拠法・協定
共通書式・アクションカード
参考資料・過去の情報
関連情報

全国の歯医者さん検索

テーマパーク8020

日歯8020 (ハチマルニイマル) テレビ

歯のみがき方を探そう!

よ坊さん

災害時のために歯科がしておくべきこと

避難所等における生活環境の整備からの健康維持について専門的視点から提言

災害時に歯科を含む保健医療福祉活動チームによる支援活動の体制づくり、合同研修会

行政

- 避難所における衛生の管理
- 洗面所(歯みがきスペース)の確保・設置
- 歯ブラシ(大人・子ども用)・歯みがき剤・義歯用品の確保
- 口腔衛生・口腔機能の維持・管理による健康管理の必要性・体制構築

歯科

その体制を連携のもとで動かす指針の策定、協定の締結

災害時の歯科救護所の設定



災害時のために歯科がしておくべきこと

優先順位をつけて効率的に訪問、確認できる仕組みづくり

当面訪問できなくても、要配慮者の口腔ケアが継続されるような体制づくり(備蓄なども含む)

介護・福祉

歯科

- 災害時でも口腔衛生管理を継続することを啓発
- それにあたり必要な物品などを循環備蓄

急性期病院における口腔ケア



在宅高齢者に対する口腔ケア



「歯科医院の防災対策ガイドブック」
医歯薬出版 より

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

JDATロジスティクス研修会(計画中)

- 各構成団体におけるJDAT事務局対象
- 2024年度からロジスティクス基礎研修会をオンライン開催

JDATアドバンス研修会(2020年度～)

- 対象は各構成団体よりの推薦者
- 東京にて年3回(地域別)、実地
- 事前動画・事前課題あり、当日は意見交換が主体

JDAT標準研修会(2018年度～(旧:体制研修会))

- eラーニング(標準編1時間)による事前研修あり
- 基本は地域開催(主催:各構成団体及び傘下団体)、対象は主催者で設定可
- 日本歯科医師会開催はオンラインにて年1回、対象は各構成団体の推薦者

JDAT基礎研修会(2024年度～)

- eラーニングのみ(基礎編2時間30分)
- どなたでも、いつでも、もちろん無料!
- PDFにて修了証発行

災害時のために歯科がしておくべきこと

大規模災害時における「食べる」支援の連携が必要

災害時要配慮者に対する「食べる」支援の transdisciplinary approach

- 特にフレイル予防、誤嚥性肺炎予防には、被災直後からの「食べる」支援が重要
- それぞれの「食べる」支援が連携して補いあって、はじめて、安全かつ適切に栄養を確保する

D-EATS 災害時「食べる」連携研修会

講義1	研修の目的・意義
講義2	わが国の災害保健医療体制
講義3	災害時活動の原則(GSCA)
講義4	災害時の栄養関連と検査
講義5	災害食(準備)
講義6	歯科から見た「食べる」支援/災害支援
講義7	食費から見た「食べる」支援/災害支援
講義8	災害食(実食) まとめ
講義9	災害時の「食べる」の多面的対応と連携(演習)
講義10	在宅・施設・地域における対人対応に必要な連携
講義11	被災者の心理と対応、音楽
講義12	食べるの障害とBCP
講義13	総合質疑・討論
講義14	実践報告、総括
講義15	地域で多職種が連携して取り組む必要性と仕組みづくり
講義16	災害時の多職種多組織での連携共有の形式、学習課題

JSPS科 研 費 (H30~R4)

大規模災害の「食べる」支援
多職種による実践報告と今後の展望
臨床栄養142巻3号 2023年3月号

医学界新聞

災害時の「食べる」支援を考える



医学界新聞: 第3561号
(通常号)2024.05.14



医学界新聞2025年4月8日号

歯科

保健医療者

- 栄養・リハビリテーション支援を含めた「食べる」ための支援を提案、確立
⇒フレイル、誤嚥性肺炎予防
- 災害時の口腔衛生管理・口腔機能管理を啓発

災害時のために歯科がしておくべきこと

住民

● 非常持ち出し袋に「歯ブラシなどの口腔衛生用品」などを入れるよう啓発

歯科

災害時でも歯科口腔の健康を保つための工夫を発信

災害時に歯科救護所を運営・周知 (平常時から設定・周知?)

歯科

かかりつけ患者は、当面の通院ができなくてもセルフケアで対応できるよう平常時に指導しておく



災害の「備え」チェックリスト

非常用持ち出し袋 (避難時に持ち出すもの)

- 水
- 食品 (賞味期限が長いもの)
- 現金 (小銭)
- 貴重品 (免許証、印鑑)
- 衣類・下着
- レインウェア
- 靴 (履き慣れたもの)
- 携帯電話・充電器
- 予備電池・携帯充電器

その他 (避難時に持ち出すもの)

- 歯ブラシ・歯磨き粉
- タオル
- ハンカチ
- マスク
- 手袋 (作業用・家庭用)
- 石けん、ハンドソープ
- ウェットティッシュ

災害時にも役立つもの

- 大人用経口薬
- 杖
- 補聴器
- 入れ歯洗浄剤
- 男性用夜用パッド
- デodorantの洗浄剤
- 持病薬
- お薬手帳のコピー

ほかにも、家庭で必要なものは日ごろから備えておきましょう

+ 洗面所

歯が不要な口腔ケア用品

- 歯ブラシ → やわらかめ
- 歯間ブラシ
- デンタルフロス → 糸ようじ
- 義歯用ケース → 食品保存密封容器
- 液体ハミガキ (5年保存・1回分)

うがいの不要な歯みがき剤

液体: **ORALPEACE**

ジェル: **ORALPEACE**

フォーム: **ORALPEACE**

医薬部外品

少ない水での入れ歯のケア

歯みがきシート

ポイント

1. 歯ブラシを水で洗って乾かす
2. 歯間ブラシを水で洗って乾かす
3. 歯磨きシートで歯を磨く

99.9%の除菌効果を維持

それでも足りない場合

被災地域

市町村 保健医療圏 都道府県

活用する仕組み(=受援)が必要

優先順位をつけて、適材適所に配備する調整をしているのは、普段(平常時)から関わり付き合いのある地域の専門職(と自治体)だけ

住民

- 非常持ち出し袋に「歯ブラシなどの口腔衛生用品」などを入れるよう啓発

行政

- 避難所における衛生管理
- 洗面所(歯みがきスペース)の確保・設置
- 歯ブラシ(大人・子ども用)、歯みがき粉、歯磨き用具等の確保
- 口腔衛生・口腔機能の維持・管理による健康増進の必要性・体制構築

介護・福祉

- 災害時でも口腔衛生管理を継続することを啓発
- それに際して必要物品などを提供調整

保健医療者

- 栄養・リハビリテーション支援を含めた「食べる」ための支援を提案、確立 ⇒フレイル、誤嚥性肺炎予防
- 災害時の口腔衛生管理・口腔機能管理を啓発

フレイルを改善させるには



「フレイル状態」にある船山さんを回復させるため、河瀬さんが最も重視したのが、**栄養士や作業療法士など、ほかの多くの職種との連携**です。
 まず、栄養士と一緒に、食べられる食事のかたさを確かめます。
 また、口を動かす体操を教え、「噛んでのみ込む力」を回復させます。
 さらに、全身の筋力をつけるため、作業療法士がリハビリを指導しました。
 1か月後、船山さんは、毎日2時間の散歩ができるようになるほど回復していました。
 その理由は、弁当を普通に食べられるほど、物を噛む力と飲み込む力を取り戻したことにありました。
**食事がとれることで栄養状態も改善。
 全身の筋力も戻りつつあります。**

plus α
 NHKニュース おはよう日本
総合 毎週月曜～金曜 午前4時30分 | 毎週土曜 午前6時 | 毎週日曜 午前7時

plus α

地元歯科医師が保健医療福祉調整会議へ参加

JDATの配備先やデータは地元歯科医師がDHEATと相談しながら継続的に管理

↓

歯科診療所再開等に向けた調整

歯科診療所への給水手配の相談

避難所医療チームから歯科治療必要者の申し送り方法の相談

歯科治療必要者申し送り票

自院にてJDATと打合せ・申し送り

民間の在宅医療支援チームの一員として福祉避難所で支援活動をした歯科医師からの申し送り

↓

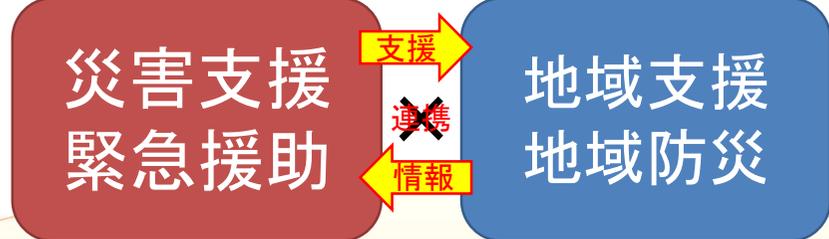
歯科再開情報(市HPにも掲載)

申し送られた方への往診(福祉避難所)

災害対応 → 対策・防災

直接支援 被災者支援

支援者支援 間接支援



体制・準備

plus α

日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>

DPHD
 Disaster Public Health Dentistry

日本災害時公衆衛生歯科研究会
 Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (JSDPHD)

政 衛 防 災

メーリングリスト
 各種書式・パンフレット
 研修媒体動画
 研修会資料・動画

目的

災害時に歯科口腔保健に必要な...
 について検討し、必要な場所...
 的・実践的な...
 個人が集まり、よりよい災害時公衆衛生歯科のための提言を出し、それを広めるに

書籍・研究報告書など

研修会動画・配布資料など

研修動画・活動動画・研修準備資料など

アセスメント票・アクションカード・パンフ・ポスターなど

意義や目的として、下記などがあげられる。
 1) 災害時の歯科保健の標準化などの提案を出していくシンクタンク
 2) 災害時の多職種連携での対応のあり方を探り体制を構築して
 3) 研修の題材やスタイルを作成し、それを試行し完成させてい
 4) 必要であれば出張研修の依頼を受ける母体

2015年6月15日 発刊
 一世出版
 A3判 2000円

日本災害時公衆衛生歯科研究会 ML登録係
jsdphd-admin@umin.net